

第 25 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年6月25日

第25回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分～午後2時02分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|---------|------------------------------------|
| 第1 | 報告第50 | 合意解約について |
| 第2 | 第126号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 第127号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第128号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第5 | 第129号議案 | 農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)
の意見徴収について |
| 第6 | 第130号議案 | 農用地利用集積等促進計画の意見徴収について |

4. 出席委員 (13名)

1番	阿部 實	2番	笹森 裕市	3番	山本 重人	4番	阿部 和郎
5番	加藤 隆	6番	星 政広	8番	森 富夫	9番	熊谷 繁寿
11番	遠藤 信悦	12番	堀米 一郎	13番	佐藤進一郎	14番	小丸 等
15番	遠藤 裕一						

5. 欠席委員 (2名)

7番	加藤 久子	10番	宍戸 明美
----	-------	-----	-------

6. 説明等のための出席者 (4名)

農地利用最適化推進委員

齋藤 巧一

事務局

局長 加藤 満 主幹兼総務 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (1名)

第129号議案	阿部 和郎	2番
---------	-------	----

議 事

議 長

ただいまから第25回角田市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7番加藤久子委員、10番宍戸明美委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に11番遠藤信悦委員、12番堀米一郎委員を指名いたします。よろしく願います。

それでは報告に入ります。

報告第50 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和7年6月25日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第126号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人

譲受人

角田市

字

外5件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議 長

(議案事項朗読説明)

関係者分を除いて説明が終わりました。現地確認を頂いております。

1番を事務局、2番、3番を齋藤巧一農地利用最適化推進委員、4番から6番を事務局から報告をお願いします。

それでは、1番からお願いいたします。

齋藤主査

確認日は、6月23日の午前6時頃に現地確認を佐藤裕貴農地利用最適化推進委員にさせていただきました。

場所は、なかよし保育園から500mほど西に進んだ農地になります。
田でありまして、現在、作付けはされておりましたが、草刈り等の
管理はされているそうです。

地域との調和要件について、特に支障はありませんので、権利取得
にあたっては問題ないものと思われます。

以上、報告を終わります。

議 長

はい。

それでは、2番、3番を齋藤巧一農地利用最適化推進委員から願
いします。

齋藤 巧一
推進委員

はい。それでは、2番について報告いたします。

6月24日の午前9時頃確認しました。

現況は畑で、現在も作っておるようであります。

ここは、 と の境となる場所ですが、権利の移動
につきましては、別に支障はないものと思われます。

続きまして、3番につきましては、 から北へ150mぐら
い行ったところの、 のところの畑でありまして、畑として使
われているようであります。

譲受人は、近くの人なので、別に問題はないと思われます。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、4番から6番までを事務局の方でお願いいたします。

齋藤 主査

はい。まず4番の現地調査について報告いたします。

確認日は、6月20日の午前10時頃に黒田栄喜農地利用最適化推進
委員にさせていただきました。

場所は、 から北に600mほど進んだ場所にある の
すぐ近くにある農地になります。ここは田でありまして、現在、田
植えがされており、適切に管理されているようです。

地域との調和要件について、特に支障ありませんので、権利取得
にあたって問題ないものと思われます。

次に5番です。

確認日は、6月23日の午前5時40分頃に佐藤裕貴農地利用最適化
推進委員にさせていただきました。

場所は、 から東に100mほど進んだ農地になります。

ここは畑でありまして、作付けはされておりましたが、草刈り等
の管理はされているようです。

こちらは、今後、借人が梨を栽培していくというお話がありまし
て、地域との調和要件についても特に支障ないものと思われますの
で、権利取得にあたって問題ないと思われます。

6番に移ります。

確認日は、6月20日の時刻午前10時頃、黒田栄喜農地利用最適化
推進委員にさせていただきました。

場所は、 の向かい側にある農地になります。

ここは田でありまして、田植えがされており、適切に管理されているようです。地域との調和要件についても特に支障はありませんので、権利取得にあたって問題ないもの等あります。

議 長

以上で報告を終わります。

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第126号議案について、許可することに決定いたしました。

議 長

それでは次に移ります。

続きまして、第127号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人 角田市 字

譲受人

外9件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1番から3番を遠藤信悦委員、4番から6番を森 富夫委員、7番から9番を阿部和郎委員、10番を星 政広委員をお願いいたします。

まず、1番から3番を遠藤信悦委員からお願いいたします。

遠 藤 信 悦
委 員

それでは、現地調査について報告いたします。

確認日は、6月23日の午前9時から行いました。

全体調査委員の小丸 等委員、阿部 實委員、事務局から藤巻係長、笠松英明農地利用最適化推進委員と私、 から1名の6名で行っております。

場所になりますけども、 の北側の農地になっております。畑ではありますが、雑草が生えている状況でございます。

隣は既に太陽光発電設備が設置されております。草刈りについては、年3回以上するというものでありましたが、農地と農道との境の部分については、本社ともう一度検討しますということでございました。特段影響はないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

続いて2番の案件です。

こちらが[]の北側になっております。1番の案件の西側になります。

隣は太陽光発電設備の敷地であり、現状は、草刈り等はされていない雑草地になっておる状況です。これから、転圧して草の抑制を図りながら設置していきたいということなんで、特段問題ないかと思われま。

3番の案件です。

こちらは、9時半頃になっております。

場所は、[]から南に100mぐらい行ったところになります。

こちらは、分筆しております、必要な部分だけ太陽光発電敷地を設置するという段取りになっているみたいです。

分筆された部分につきましては、隣の畑に対して、1mくらい落差がある場所になっております。

前日に住民説明会を開き、6名の住民と意見交換をして実施に向けて対応しております。

除草剤等は使わないでくださいという住民からのお願いがありまして、それに対応していくということだったので、特段問題ないかと思われま。以上です。

議 長
森 富 夫 員
委 員

はい。ご苦労さまでした。

それでは、4番から6番を森 富夫委員からお願いいたします。

はい。それでは、4番から報告いたします。

現地確認日時は、6月23日の午前9時50分でした。

全体調査委員の小丸 等委員、阿部 實委員、あと齋藤巧一農地利用最適化推進委員、事務局の藤巻係長、[]の方1名、それと私の合計6名で確認しました。

場所は、[]のすぐ下、[]の東側の場所になります。

説明会を開いておりますが、地域からは、草刈の要望がでましたが、実施しますということで、特に問題はないと思います。

5番になります。

同一時刻、同一メンバーで確認いたしました。

4番の隣地になります。工事するに当たっては、東側に自宅の通路を一時転用して工事をするということで特に大きな問題はないものと確認してきました。

6番です。

現地確認日時は、6月23日の午前10時10分頃になります。

場所は、[]のすぐ脇の畑で、去年までは作物を作っていましたけれど、ちょっと今回は作物じゃなくて、草が伸びている状態でした。

説明会を実施しており、草刈りの意見が出ましたが、要望通り実施するというので、特に問題はないかと思ひます。ご審議よろし

議長
阿部和郎
委員

くお願いします。

はい、ご苦労様でした。

7番から9番までを阿部和郎委員お願いします。

それでは、7番について現地調査の報告をします。

6月23日の午前10時20分頃でした。

全体調査委員の小丸 等委員、阿部 實委員、齋藤巧一農地利用最適化推進委員、[]から2名、あと事務局の藤巻係長、それと私の合計7人で調査をいたしました。場所は、[]の後ろ、1枚畑があつて、その奥になります。

雑草が生えていまして、草刈は、一部やっていたんだらうなどは見えましたが、竹とか立木が数本あるところもありました。

中に入ってみましたら、U字溝があるため、排水については、U字溝に流れるし、また、自然浸透でも対応できるなどというふうに見てまいりました。

地元の調査委員ですから、率先して中に入っていったら、足にいろんなものがくっついてきまして、あれを管理するよりは、使わないだったら、転用が相当かなというふうに見てまいりました。

次8番です。

調査委員は同じで、午前10時半頃でした。

申請地は、畑で、5月に申請のあつたところの道を隔てた東側の傾斜した土地になっています。以前は綺麗に管理していたんですけども、今は、雑草が生えていて、中を歩くとイノシシが掘った後とか、そういうのがあつて、申請者は高齢でもあるし、そこを耕してもう一回挑戦しなさいというふうには言えないし、そして周りには、太陽光発電設備が設置されている場所、先月申請された今度できる予定の場所、そして今回のこの場所は3カ所目になります。転用するのは、適当だと見てまいりました。

それから、申請者は、[]していますが、意思疎通はできる状態で家族の人たちも売買について了解を得ているので問題は無いものと思います。

9番目です。

先程の7番のところから上って行きまして、[]と[]が十字路になるところがあり、30mぐらい下のところに住宅が2軒あるんですけど、その間です。

雑草が生えていまして、傾斜しております。水は落差で沢に落ちていくようになっております。転用しても異常がないというふうに見てまいりました。

議長
星政広
委員

はい。ご苦労様でした。

それでは10番を星 政広委員からお願いいたします。

はい。それでは、10番の報告をいたします。

調査日は、6月23日の午前11時25分頃です。

事務局から藤巻係長、全体調査委員の小丸 等委員、阿部 實委員、私、馬場紀夫農地利用最適化推進委員と [] から2名の計7名で行いました。

場所は、 [] の南側から入る道路を左折して、すぐに左に20mぐらい行き左に降りていくとそこが [] に抜ける市道ですけれども、そこから400mぐらい行ったところの市道脇の左側の土地になります。

畑ですけれども、耕作はされておりません。草も結構伸びているんですけれども、年に何回かは草刈りをしていたと思われる土地です。雨水は、自然浸透ということです。

南側の方は木が大分茂っていますが、所有者の方に伐採の許可を取っていますということなので問題ないと思います。

草刈りも3回以上の計画をしていますけれども、この頃、草の伸びも早いので要望があれば、その都度草刈りをするというようなことを言っていました。

設置に当たっては、特に問題のある場所とは思われないので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

はい。山本重人委員。

山本重人
委 員

はい。8番と10番を比較した場合、発電容量は、49.5kwと同じなんですけれども、パネル枚数は168枚と180枚で似たような枚数ですが、計画面積が倍違うんですけれども、これについて、もしパネルの枚数を多くして容量を取っているとしたら、1枚あたりの発電量が低いということだと思っただけなんですけれども。

1,727㎡というのは、ちょっと広いのかなと思われそうです。残りの面積の草刈りが必要になってくると思ったりもします。

そういうところで、隣の畑に影響はないのかということと、草刈りには、除草剤を使うのか。

その辺が分かれば詳しく教えていただきたいと思います。

議 長
藤巻係長

事務局から。

はい。まずは、パネルの枚数とその発電容量について、事務局で、 [] に質問はしていますが、明確な回答は得られておりません。

太陽光発電パネルの設置にあたりましては、土地の特性を十分に考慮し、最適な配置計画を策定することで、発電効率の最大化を図っているときいています。

既存の樹木や建築物がある場合、その位置や高さによって日照時間が大きく左右されます。これらは直接的にパネルの発電効率に影響しますので、事前に [] が発電シミュレーションを実施して

います。シミュレーション結果をもとに、必要に応じて樹木の剪定や移植を検討しているとのこと。また、平坦な土地だけでなく傾斜地の場合、その角度や向きによって日照条件が変わるため、それらも考慮した配置計画をしているとのこと。

譲渡人の状況なども考慮しております。何もないような状況で、転用申請がなされていることはないことを確認はしております。

草刈りにつきましては、農地転用の申請地とそれに隣接している農道とか水路とか市道の草刈りはしていただくよう指導しています。

■■■■の転用済み案件でトラブルがありました。転用地に隣接する農道について、譲渡人である農業者が草刈りをしていました。譲受人の■■■■では、転用後も継続して実施することになっておりました。ところが■■■■の委託会社に情報が伝達されていまして、農業委員会が地域の方から■■■■の対応についてお叱りを頂戴した次第です。

今回、■■■■の社員と小丸 等委員、阿部 實委員とかと一緒に現場確認して、草刈りする範囲を共有してきたというところがあります。

はい。ありがとうございます。

例えば、太陽光発電設備敷地への転用ですと、必要最小限ということで、転用の許可をするような形になります。必要以上に1回転用してしまうと、また、違う目的で使われたりすることもありますので、太陽光発電設備敷地として転用する場合は、その太陽光発電設備敷地の分として許可を出していると思いますので、気づいた点があったら言っていただければ対処したいと思います。

その他ございませんか。

はい。佐藤進一郎委員。

先ほどの説明で、3番、4番、6番で住民説明会をやったという報告がありましたけれども、住民説明会をやるケース、やらないケースがあるのか。この3件は、どういう理由で住民説明会をやったのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

事務局から

太陽光発電設備の案件に関しましては、もう全て住民説明会を行うことになります。

7月1日から条例が施行になりますので、その段階でまだ許可が下りていない案件については、住民説明会が開催されます。申請地から100mの範囲内にある住宅の人が呼ばれるときいております。

よろしいですか。

はい。

山本重人
委員
議長

佐藤進一郎
委員

議長
藤巻係長

議長
佐藤進一郎
委員

議 長 他にございませんか。
 (「なし」の声あり。)
 ないようでございますので、お諮りいたします。
 許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ござい
 ませんか。
 (「異議なし」の声あり。)
 はい。異議なしということで、第127号議案について、許可相当の
 意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。
 それでは、次に移ります。
 第128号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。
 願出人 角田市 字 〇〇〇〇
 外1件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定
 するものとする。
 事務局の説明をお願いいたします。
 (議案事項朗読説明)
 現地確認をいただいております。
 1番を阿部和郎委員、2番を阿部 實委員からお願いいたしま
 す。

藤 卷 係 長
 議 長

阿 部 和 郎
 委 員

議 長

阿 部 實
 委 員

議 長

議 長

1番の案件について、報告いたします。
 6月23日の午前11時頃に現地確認を行いました。
 全体調査委員の小丸 等委員、阿部 實委員、事務局から藤巻係
 長、私で確認してきました。
 場所は、〇〇〇〇から東へ約280m行ったところ
 現在は、雑草が生い茂っており、非農地相当と見てまいりまし
 た。以上です。

はい。ご苦労様でした。
 次に2番を阿部 實委員、お願いいたします。

2番について報告します。
 6月23日の午前11時10分頃、全体調査委員の小丸 等委員、藤巻
 係長、私で確認してきました。
 場所は、〇〇〇〇から南西に約250m行ったところになります。
 平成元年頃までりんごの栽培をしていた人ですが、やめてからし
 ばらくたち、間違いなく原野化しておりますことを報告いたしま
 す。

ご苦労さまでした。現地確認の報告は終わりました。
 質問ございませんか。
 (「なし」の声あり。)
 ないようでございますので、お諮りいたします。
 適当と決定することでご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり。)
 はい。異議なしということで、第128号議案については、適当と決

定いたしました。

続きまして、第129号議案 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）（案）について を議題といたします。

利用権の移転をする者 角田市 字 [] [] []

利用権の移転を受ける者 角田市 字 [] [] []

外1件に係る農用地利用集積等促進計画（賃借権による権利の移転関係）について、令和7年6月9日付けで公益社団法人みやぎ農業振興公社より農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。

なお、関係者がおりますので、2番を除いて、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

（議案事項朗読説明）

関係者分を除いて、説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ないようなので、関係者分を除いて、適当と決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

はい。異議なしということで、第129号議案につきましては、関係者分を除いて、適当と決定いたしました。

それでは、阿部和郎委員の退室をお願いします。

議長

それでは、2番について審議します。

事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

（議案事項朗読説明）

説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ないようなので、2番について、適当と決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

はい。異議なしということで、第129号議案のうち、2番につきましては、適当と決定いたしました。

阿部和郎委員、入室をお願いします。

議長

続きまして、第130号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題といたします。

利用権の設定をする者 角田市 字 [] [] []

利用権の設定を受ける者 [] 字 [] [] []

に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年6月17日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。

事務局より説明をお願いします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、お諮りをいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第130号議案につきましては、適当と決定いたしました。

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

事務局から何かありますか。

齋藤主査
加藤局長
議長

(委員報酬の明細等について説明)

(タブレットの操作マニュアル、業務必携等について説明)

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部實職務代理者からお願いします。

阿部實職務
代理者

(職務代理者あいさつ)

午後2時02分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年6月25日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

